

令和2年6月29日
四国電力株式会社

災害時における第六管区海上保安本部との協力協定締結について

当社は、本日、第六管区海上保安本部（広島市、勝山 潔 本部長）との間で、災害発生時の対応を迅速かつ円滑に実施することを目的とした相互協力協定を締結いたしました。

両者は、本協定により相互の連絡体制を確立し、災害発生時には、必要な被害情報を適切に共有するとともに、以下の協力を行います。

〔第六管区海上保安本部による当社への協力〕

- ・災害復旧に必要となる人員および資機材の搬送

〔当社による第六管区海上保安本部への協力〕

- ・災害対応に必要な施設および活動拠点等への電力供給
- ・災害対応に必要となる施設や敷地の提供

当社といたしましては、平時における第六管区海上保安本部との定期的な訓練をはじめ双方の緊密な連携を通じて災害対応力の更なる向上を図り、万一の際には、被災地域の迅速な電力復旧に努めてまいります。

（別紙）第六管区海上保安本部との災害時の相互協力に関する協定について

以 上

第六管区海上保安本部との災害時の相互協力に関する 協定締結について

令和2年6月29日
四国電力株式会社

1 協定の概要

1 協定の名称

「第六管区海上保安本部と四国電力株式会社との災害時における相互協力に関する協定」

2 協定締結者

(1) 第六管区海上保安本部長 勝山 潔

(2) 四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

3 目的

第六管区海上保安本部及び四国電力株式会社が、災害時に迅速かつ円滑に災害対応を実施するため、相互協力することを目的とする。

4 協定の内容

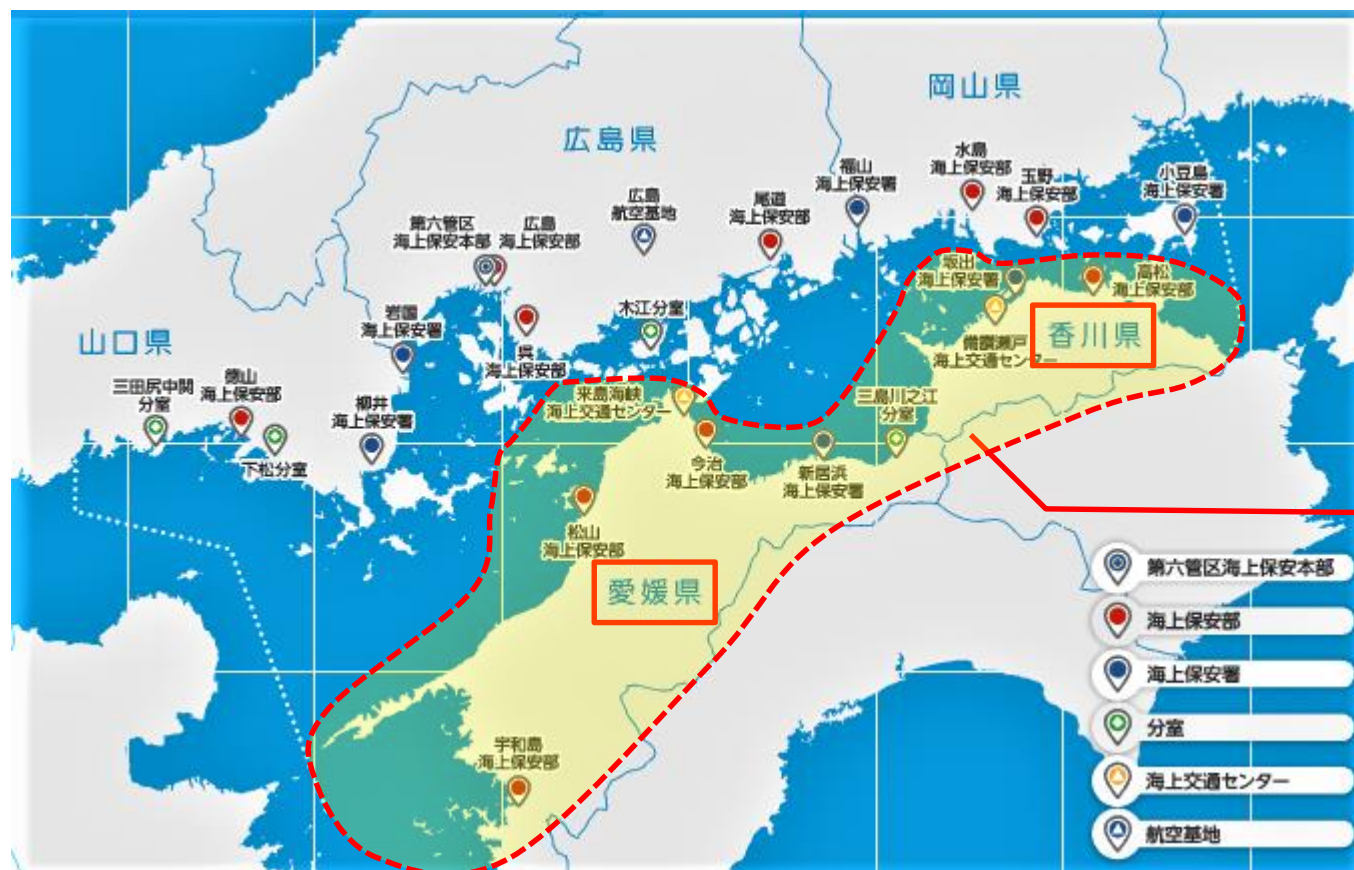
- 協定の範囲
- 連絡体制の確立と被害情報の共有
- 相互協力の内容
- 定期的な訓練の開催

2 協定の範囲

四国電力送配電株式会社※の供給区域における第六管区海上保安本部の管轄区域

香川県（小豆郡、香川郡直島町を除く）

愛媛県（越智郡上島町、今治市の一部〔上浦町、大三島町、伯方町、吉海町、宮窪町、関前〕を除く）



協定の範囲

※送配電事業を担う四国電力の100%子会社

3 連絡体制の確立と被害情報の共有

第六管区海上保安本部の管轄区域での災害発生時、または災害の発生が予想される場合相互協力を迅速かつ円滑にするため、連絡体制を構築し、必要な被害情報を共有

第六管区海上保安本部



海上保安部
海上保安署



第六管区海上保安本部
からの情報



四国電力からの情報



四国電力株式会社
四国電力送配電株式会社



支店



支社



※ 災害対応に必要な情報を四国電力送配電株式会社と共有する

4 相互協力内容

第六管区
海上保安本部



○災害復旧に必要となる
人員及び資機材の輸送

○災害対応に必要となる
施設及び活動拠点等へ
の電力供給
○災害対応に必要となる
施設、敷地の提供

災害時における迅速かつ円滑な
相互協力

巡視船艇等で離島や
沿岸孤立地域の救援・
復旧を迅速化

四国電力株式会社
四国電力送配電株式会社



しあわせのチカラになりたい。



四国電力送配電



協力



支店



支社



協力



※ 四国電力送配電株式会社と協力のうえ
災害対応を実施